

【参考】 用途変更できない旨の表示例

○設備部分表示例

【表示板寸法：一般的な名刺サイズ(55mm×91mm)程度】

<p>この部分は、建築基準法第52条第14項第1号により 容積率を緩和した○○給湯器の設置スペースのため、 他の用途に転用することはできません。</p> <p>年 月</p> <p>○○管理組合</p>

(※) 設備部分の壁面や扉等の見やすい位置に、シール等で貼付してください。(設備自体への貼付は、機器取替時になくなるため不可)

○エントランス表示例

【表示板寸法：A3(297mm×420mm)程度】

<p>この建築物は、○○給湯器を設置することで 省エネルギー化に寄与する建築物として、 建築基準法第52条第14項第1号による 容積率の緩和を受けています。</p> <p>年 月</p> <p>○○管理組合</p>

(※) ステンレス等の耐候性のある材料とし、エントランスの見やすい位置に、堅固に固定してください。